

各局本部（室）区庶務担当課長 様
各所属所長 様

川崎市職員共済組合事務局長

【全職場で対応が必要です】

健康保険に係る「リーフレット」及び「資格確認書」の組合員・被扶養者への配付について（依頼）

日頃から共済組合事業に御理解、御協力いただき、ありがとうございます。

令和 7 年 1 2 月 1 日で従来の組合員証・組合員被扶養者証（緑色のプラスチックカードのいわゆる保険証）の経過措置期間が終了し利用不可となり、令和 7 年 1 2 月 2 日以降、医療機関・調剤薬局での資格確認方法等が大きく変わるため、貴所属への周知をお願いします。

また、全ての組合員に対して「組合員・被扶養者への大事なお知らせ」（別紙 1（リーフレット））の個別配付をお願いします。

さらに、マイナ保険証利用登録のない組合員・被扶養者へは、「資格確認書」の個別配付をお願いします。

1 「組合員・被扶養者への大事なお知らせ」（別紙 1（リーフレット））の個別配付（全ての所属）

（1）配付対象者

令和 7 年 1 2 月 2 日時点で在職予定の全ての組合員

（2）配付方法

ア イン트라ネット端末を業務で利用している組合員

職員メール、グルカワ便、ロゴチャット等により個別配付

※ 個別配付の際、被扶養者がいる場合は、組合員から被扶養者へ別紙 1（リーフレット）を渡していただく必要があることを申し添えてください。

イ イン트라ネット端末を業務で利用していない組合員

各所属において、別紙 1（リーフレット）を紙印刷した上での組合員への個別配付に御協力いただきますようお願いします。

別紙 1（リーフレット）に記載しているとおり、令和 7 年 1 2 月 2 日以降、医療機関・調剤薬局での資格確認方法が大きく変わることから、組合員証を所有する組合員だけでなく、被扶養者に対しても確実な周知が必要であるためです。休業・休職中の組合員に対しても、メール等の方法により個別配付をお願いします。

（3）配付期限

各所属において、令和 7 年 1 2 月 1 日（月）までに個別配付をお願いします。

2 資格確認書の職権配付（配付対象者が在席している所属のみ）

（1）配付対象者

ア 令和 7 年 1 0 月 2 3 日時点でマイナ保険証利用登録無

イ マイナンバーカード不所持（作成していない）又は返納済

ウ マイナンバーカードの電子証明又はマイナンバーカードそのものの更新切れ

エ マイナ保険証利用解除申請を令和 7 年 1 0 月 2 3 日までに共済組合へ提出済

※ 令和 7 年 1 0 月 2 3 日までにマイナ保険証登録済みの方、既に資格確認書の配付を受けている方や、職員情報システムへのマイナンバー未登録の方については、今回の交付対象外です。また、令和 7 年 1 0 月 2 4 日以降に解除申請を提出した場合は、通常通りの所属所経由での配付となります。

(2) 配付予定日及び配布物

ア 配付予定日

(ア) 各区役所（川崎区以外）

令和7年11月19日（水）に配送業者から各区総務課宛て配送します。

(イ) 各局本部（室）及び川崎区役所

令和7年11月20日（木）に共済組合窓口で局庶務担当者へ配付します。

※ 別紙2のとおり、各局本部（室）区、所属所ごとに時間を分けて配布します（南庁舎16階）。

イ 配付物

(ア) 資格確認書

ピンク色のプラスチックカード（有効期限は一律令和11年11月30日）

(イ) 資格確認書受領簿（川崎区以外の各区役所へは11月18日までに逡送便で送付します）

※ 別紙3「『資格確認書』配付要領」に基づき配付及び回収をお願いします。

(3) 「資格確認書受領簿」の庶務担当課から共済組合への提出期限

令和7年12月15日（月）

※ 次項目「3 その他（1）」のとおり、組合員証及び組合員被扶養者証は回収しません。

3 その他

(1) 令和7年12月2日以降の組合員証及び組合員被扶養者証について、各自での破棄のお願い

令和7年12月2日以降、従来の組合員証及び組合員被扶養者証（緑色のプラスチックカード）は利用ができなくなり、医療機関に提示しても保険診療が受けられません。共済組合への回収は行いませんが、個人情報が含まれているため裁断する等の方法で各自責任をもって破棄してください。

(2) 令和7年12月2日以降の資格喪失者に係る資格確認書の取扱い

令和7年12月2日以降に組合員及び被扶養者が資格喪失した場合は、資格確認書の共済組合への回収は行いません。個人情報が含まれていますので、裁断する等の方法で各自責任をもって破棄してください。

(3) マイナンバーカードの電子証明書又はマイナンバーカードそのものの有効期限が切れた場合の取扱い

マイナンバーカードの電子証明書又はマイナンバーカードそのものの有効期限が切れたとしても、3か月間は引き続きマイナ保険証を利用することができますので、期限切れ前に速やかにお住いの自治体で再発行（更新）手続きをお願いします。

なお、有効期限切れから3か月経過後も再発行（更新）手続きがされていない場合は、共済組合が職権で資格確認書を作成し、所属所経由で配付します。

(4) 本通知等の掲載場所

本通知及びQ & A（随時更新します）は、グルかわライブラリの各課の部屋（総務企画局）>人事部>共済課>その他（マニュアル等）に掲示しています。

また、「令和7年12月2日から組合員証・組合員被扶養者証は使用できなくなります（別紙1（リーフレット））」は、川崎市職員共済組合ホームページの「お知らせ」欄に掲載しています。

（共済組合保険係）

電話 200-3465（内線 56331）

組合員・被扶養者への大事なお知らせ

※被扶養者がいる場合は、必ず被扶養者へこのリーフレットをお渡しください。

令和7年12月2日から

組合員証・組合員被扶養者証は
使用できなくなりますマイナ保険証※の利用登録のない方には、健康保険証の代わりとなる
「資格確認書」を11月末頃までに各所属を通じてお送りします。

※健康保険証利用登録をしたマイナナンバーカードのこと

**「資格確認書」が届く人と
届かない人がいます！**

届く人	組合員証、組合員被扶養者証をお持ちの方で、 マイナ保険証利用登録をしていない人 ※利用解除申請中、電子証明書の有効期限切れ、マイナナンバーカードの返納 済等の場合を含みます。
届かない人	組合員証、組合員被扶養者証をお持ちの方で、 マイナ保険証利用登録をしている人

〈注意〉過去に、マイナポイントの申請などのため、
 利用登録をして、その後「健康保険証」としては使って
 いない場合でも、「利用登録済」となるため、「資格確認書」
 は交付されません。マイナ保険証をご利用ください。

**マイナ保険証利用登録済かどうかは、自分で確認できます！**

1

スマホで
「マイナポータル」
(モバイルアプリ)
にログイン

2

「証明書」で
「健康保険証」を選択

3

未登録

登録済み

表示された健康保険証情報のページを確認
 ※「未登録」の方は、画面に表示される「登録」
 をタップすると、登録完了できます！

	令和6年12月2日～ 令和7年12月1日	令和7年12月2日以降
マイナ保険証 が使える人	マイナ保険証又は組合員証等	マイナ保険証
マイナ保険証 が使えない人	資格確認書又は組合員証等	資格確認書

今後の医療機関等の
受診方法はこちら

マイナ保険証が使えない時はどうしたらいい？



マイナンバーカードを提示したが、受付が出来ない

マイナ保険証を利用する際に、カードリーダーの不具合など 何らかの事情で資格確認を行えなかった場合も、以下のような対応で資格確認を行います。

いずれかの方法で

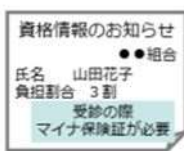


マイナポータル画面
※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可



+

資格情報のお知らせ



+



マイナポータル画面又は資格情報通知書（お知らせ）をマイナンバーカードと一緒に提示することで、自己負担10割ではなく、これまで通りの自己負担割合で受診可能です！

マイナ保険証にはこんなメリットがあります！

- ◎ **過去のお薬の情報**や**健診結果**を踏まえた医療を受けられる
受付時に情報提供に同意することで、過去に別の医療機関や薬局で処方された薬や健診結果の情報を、医師や薬剤師に共有することができます。
- ◎ **手続きなしで**高額な窓口負担が**不要**
高額な医療費が発生する場合、窓口での一時的な自己負担や、事前の書類申請手続きが不要になります。
- ◎ 確定申告の**医療費控除申請**がカンタンになる
領収書を保管・提出する必要がなくなり、マイナポータルでカンタンに手続きできます。
- ◎ 救急時、**適切な応急処置**や**病院の選定**などに活用
マイナンバーカードを持ち歩いていると、救急隊員が診療情報、お薬情報などを参照できるようになるため、搬送中の応急処置や病院の選定を適切に行うことができます。



スマートフォンをマイナ保険証として 利用できるようになりました！

令和7年9月19日から、**機器の準備が整った**医療機関・薬局で
順次利用が可能となっています。是非ご利用ください。

【令和7年12月2日以降の組合員証・組合員被扶養者証、資格確認書の取扱いについて】
有効でなくなった、組合員証・組合員被扶養者証、資格確認書について、従来は返却をお願いしていましたが、今後はご自身で適切に破棄をしてください。（返却は不要です。）

1 配付日 令和7年11月20日(木)

配付時間 (各局庶務担当者は、下記の時間を目安にお越しください。)

局名	受付時間	件数
総務企画局	11:30～12:00	169
財政局	9:30～10:30	219
市民文化局	10:30～11:30	67
経済労働局	10:30～11:30	83
環境局	9:00～10:00	350
健康福祉局	9:30～10:30	253
こども未来局	9:00～10:00	375
まちづくり局	10:00～11:00	124
建設緑政局	10:00～11:00	126
港湾局	10:30～11:30	47
臨海部国際戦略本部	10:30～11:30	19
危機管理本部	10:30～11:30	15
川崎区役所	10:00～11:00	194
市民オンブズマン事務局	11:00～12:00	5
会計室	11:00～12:00	5
上下水道局	9:00～10:00	349
交通局	10:00～11:00	147
病院局	9:00～10:00	561
消防局	9:00～10:00	538
教育委員会事務局	10:00～11:00	281
選挙管理委員会事務局	11:00～12:00	6
監査事務局	11:00～12:00	9
人事委員会事務局	11:00～12:00	9
議会局	11:00～12:00	11

※川崎区以外の各区役所(幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生)へは、直接業者から配送いたします。

2 配付場所 南庁舎16階 職員共済組合保険係窓口

「資格確認書」配付要領

1 庶務担当課から各所属への配付

庶務担当課は、対象者の「資格確認書」及び「資格確認書受領簿」を各所属へ配付してください。

※ 「資格確認書」は、対象の組合員・被扶養者分をまとめて封入しています。

2 各所属から組合員への配付及び庶務担当課への提出

- (1) 各所属は、令和7年12月1日（月）までに「資格確認書」を対象組合員へ配付してください。その際、「資格確認書受領簿」「受領印又は署名」欄に押印又は署名をしてもらってください。

※ 局内に同姓同名の組合員がいる場合もあるため、必ず記号・番号及び所属所を確認の上、配付をお願いします。

令和7年10月24日以降に退職した組合員分については、「資格確認書受領簿」の備考欄に「〇月〇日退職者」と記入の上、受領簿と一緒に庶務担当課へ返送してください。この場合、押印又は署名は必要ありません。

- (2) 休職・休業中の組合員分については、各所属から組合員の自宅へ郵送してください。

「資格確認書受領簿」には、備考欄に「休職（休業）中 〇月〇日自宅宛てて郵送済み」と記入してください。この場合、押印又は署名は必要ありません。

- (3) 「資格確認書受領簿」は、記載されている全ての組合員の組合員受領印欄への押印又は備考欄への記入を完了の上、「資格確認書」（返送分がある場合）と一緒に庶務担当課へ提出してください。

※ 組合員証及び被扶養者証は、依頼文中「3（1）」のとおり各自での破棄をお願いするため、回収しません。

3 庶務担当課から共済組合への提出

庶務担当課は、各所属から提出された「資格確認書受領簿」及び返送分の「資格確認書」を一緒に取りまとめて、令和7年12月15日（月）までに共済組合へ提出してください。

※ 受領簿の備考欄に記載がある組合員については、各所属から「資格確認書」が一緒に返送されているかを確認の上、提出してください。